

## 広島県公立大学法人定款（抜粋）

（理事長の任命）

第10条 理事長の任命は、知事が行う。

（学長の任命）

第11条 県立大学の学長（以下「学長」という。）は、理事長とは別に任命するものとする。

2 学長を選考するため、県立大学ごとに学長選考会議（以下単に「学長選考会議」という。）を置く。

3 学長は、学長選考会議の選考に基づき、理事長が任命する。

4 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。

5 学長選考会議は、次に掲げる委員各3人で構成する。

(1) 第18条第1項に規定する経営審議会を構成する者のうちから当該経営審議会において選出された者

(2) 第22条第1項に規定する教育研究審議会を構成する者（学長を除く。）のうちから当該教育研究審議会において選出された者

6 前項第1号に該当する委員のうち1人以上は第18条第2項第4号に掲げる者とし、前項第2号に該当する委員のうち1人以上は第22条第2項第5号に掲げる者とする。

7 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

8 議長は、学長選考会議を主宰する。

9 第5項から前項までに定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。

～（略）～

### 附 則

（施行期日）

1 変更後の定款は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第1に掲げる資産の変更に係る規定並びに附則第5項及び第6項の規定は、総務大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行する。

（経過措置）

2 叡啓大学の設置後最初の叡啓大学の学長の任命は、変更後の定款第11条第3項の規定にかかわらず、学長選考会議の選考に基づくことを要しないものとし、理事長が行う。

3 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。

4 附則第2項の規定により任命された学長の任期は、変更後の定款第13条第2項の規定にかかわらず、4年とする。

5 この定款の変更に係る総務大臣及び文部科学大臣の認可があった日から令和3年3月31日までの間においては、変更前の定款第10条第3項の規定により県立広島大学に設置された理事長選考会議を変更後の定款第11条第2項に規定する学長選考会議とみなし、当該大学の学長の選考を行うものとする。

6 前項の規定による学長の選考に基づき 令和3年4月1日に任命されることとなる県立広島大学の学長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、同項の規定により学長選考会議とみなされる理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定めるものとする。